

●河川の親水空間の創出

◇親水性のある河川空間の整備を推進する。

◇河川整備にあたっては、自然素材を採用するなど河川景観の向上と動植物の生息・生育環境の保全に努める。



出雲バイパス



くにびき海岸道路



斐伊川



遊好の里

2-3 眺望景観（主要な展望地）

展望地は、田園やまちなみ、海浜、湖など、広がりのある景観を眺望できる場所であるため、広範囲の景観を対象とする重要な地点である。出雲市の良好な景観形成を図るうえで、その特徴的な景観に影響を与える行為等、これらの主要な展望地からの眺望に配慮するよう努める。



- ①一の谷公園 ②西谷墳墓群 ③真幸ヶ丘公園 ④妙見山 ⑤島根県立浜山公園
 ⑥出雲文化伝承館 ⑦弥山 ⑧奉納山公園 ⑨日御碕灯台 ⑩天王山 ⑪旅伏山
 ⑫摺木山 ⑬愛宕山 ⑭一畑薬師 ⑮青少年の家 ⑯宍道湖グリーンパーク
 ⑰立久恵峡 ⑱伊秩やすらぎの森 ⑲神西親水公園 ⑳クアハウスシンボルタワー
 ㉑キララ多伎 ㉒手引ヶ丘公園 ㉓三本松公園 ㉔仏経山 ㉕高瀬山 ㉖大黒山
 ㉗出雲縁結び空港

道路・河川

国道 9 号、国道 431 号、国道 184 号、国道 9 号出雲バイパス、JR 山陰本線、一畑電鉄
 斐伊川、神戸川、くにびき海岸道路、県道大社日御碕線、大社神門通り、山陰自動車道

図 出雲市内の主要な展望地

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第3号関係)

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するための行為の制限に関する事項について、届出が必要な行為と、様々な行為を行う場合の基準となる景観形成基準を定めた。

届出が必要な行為を行う場合は、事前に届出を行い、別に定める基準に基づく指導や助言に従い、市域の良好な景観の形成に努めるものとする。その他一般的な行為についても、市民や事業者が各基準に配慮し、良好な景観の形成に努めるものとする。

3-1 届出対象行為

周囲の景観に与える影響が大きいと考えられる大規模な建築物や工作物等の建設行為等を届出が必要な行為と定め、次頁の表のとおりとする。

表 届出対象行為

行 為	左のうち届出を要しない行為 (景観法第16条第7項第11号に基づく条例第5条)
建築物の新築、増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内においては、高さ 10m以下かつ延床面積 200 m²以下のもの ・都市計画区域外においては、高さ 13m以下かつ延床面積 500 m²以下のもの ※2つ以上ある場合はその合計 ・専ら自己の居住の用に供する一戸建の住宅
様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	垣(生け垣を除く)、さく、塀、擁壁等 高さ 4m以下のもの
	煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 広告塔、広告板、電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 太陽光発電施設 高さ 10m以下(都市計画区域外においては 13m)かつ築造面積 1,000 m ² 以下のもの 注1:工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが 5m以下、若しくは、地盤面から工作物の上端までの高さが 10m(都市計画区域外においては 13m)以下のもの
	自動車車庫の用に供する立体的施設 高さ 10m(都市計画区域外においては 13m)以下かつ築造面積 500 m ² 以下のもの (注2:注1と同じ)
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等 (これらの支持物を含む) 高さ 20m以下のもの(支持物が建築物一体となって設置される場合は、支持物の高さが 10m以下、若しくは、支持物の上端までの高さが 20m以下のもの)
	橋、トンネル、堤防、ダム、砂防ダム、水門、防波堤、護岸、棧橋、落石防護柵、遮音壁、道路照明等 長さ 20m 以下で、かつ、高さが 10m 以下のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 (景観法第16条第1項第4号に基づく条例第4条)	高さ 4m以下かつ当該行為に係る部分の土地の面積が 1,000 m ² 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 (景観法第16条第1項第4号に基づく条例第4条)	面積が 10,000 m ² (都市計画区域内は 3,000 m ²)以下のもの
都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為 (景観法第16条第1項第3号)	※ただし、法面又は擁壁の高さが 4mを超え、かつ、長さが 8mを超えるものは届出を要する。
水面の埋立て又は干拓 (景観法第16条第1項第4号に基づく条例第4条)	面積が 10,000 m ² (都市計画区域内は 3,000 m ²)以下のもの ※ただし、法面又は擁壁の高さが 4mを超え、かつ、長さが 8mを超えるものは届出を要する。

[届出対象除外行為]

次に掲げる行為については、適用除外とする。

1. 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
2. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
3. 水面下における行為
4. 仮設の工作物の建設等
5. 通常の管理行為で景観法施行令第8条第4号ロ及びハに規定される行為
6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの
 - ア. 建築物の存する敷地内で行う行為であり、高さ1.5メートル以下のもの
 - イ. 漁港区域内の養殖用作業施設、荷さばき所、野積場内における堆積
 - ウ. 港湾法区域内の荷さばき地内、野積場、貯木場内における堆積
 - エ. 都市計画区域内の工業地域、工業専用地域の区域内における堆積
 - オ. 堆積の期間が90日以下のもの
7. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
8. 国の機関又は地方公共団体が行う行為
 - ※届出対象となる規模の行為については、事前に通知・協議が必要
9. 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 - ア. 文化財保護法、島根県文化財保護条例、出雲市文化財保護条例
 - イ. 都市計画法（地区計画等に定められた事項）
 - ※地区計画等に定められた景観形成基準が、景観計画に定められている景観形成基準と同一な場合に限る
 - ウ. 屋外広告物法
 - エ. 島根県立自然公園条例
 - オ. 島根県自然環境保全条例
10. 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - ア. 景観地区及び準景観地区
 - イ. 景観重要建造物
 - ウ. 景観重要公共施設
 - エ. 景観農業振興地域整備計画
 - オ. 自然公園法
11. 既着手行為（平成20年9月30日までに着手している行為。ただし、斐川地域については、平成26年6月30日までに着手している行為）

3-2 景観形成基準

市域全域を対象とした景観形成基準を示す。

表 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	共通事項	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路や景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。 ・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。 ・建築物の高さや壁面位置は、連続性の維持に配慮すること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
		形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺に圧迫感を与えないよう屋根・壁面等の意匠を工夫すること。 ・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮すること。 ・これらによる他、別途色彩基準(P. 28)の基準による。
		素材	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・外壁等の材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内はできるだけ緑化し、緑豊かな空間の創出に努めること。 ・道路に面する部分は生け垣等の緑化に努めること。 ・樹姿又は樹勢に優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
		設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、配置の工夫、目隠し措置など道路等から見えにくい工夫をすること。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せない配慮をすること。

行為	事項		景観形成基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	共同住宅	位置規模	・棟別の配置等、建物相互のバランスを考慮すること。
		形態意匠	・勾配屋根等、地域の景観を配慮した形態とすること。
		素材	・石州瓦等地域の材料、素材の活用を考慮すること。
		緑化	・駐車場、駐車スペース境界への植栽をすること。 ・玄関廻りへの花壇や植え込みの設置をすること。
		設備	・ベランダの洗濯物や室外機が見えにくい工夫をすること。 ・高架水槽等、塔屋の景観に配慮すること。
		その他	・駐車場スペースの明示や集合化により、景観に配慮すること。 ・駐車場と歩道を分離すること。
	店舗・事務所	形態意匠	・道路に面するバックヤード(裏口)部分は、目隠し等で景観に配慮すること。
		色彩	・全体を赤・青・黄色等の原色にすることを避け、彩度の高い色は、アクセント使用とすること。 ・フェンス等は、ブラウン系色にするなど植栽や建物とできる限りなじむ色とすること。
		緑化	・店舗出入口への花壇や植え込みによる緑化をすること。 ・要所にシンボルツリー(中高木)を植栽すること。 ・道路に面する駐車場は、生け垣等の植栽をすること。
		設備	・空調の室外機等が直接見えないように生け垣や目隠し塀等の設置や色を考慮すること。 ・電柱・電線の引き込みの位置や電気幹線等の設備配管を外部に露出しないようにすること。
		その他	・壁面看板はできる限り避け、サインの統一化、集合化をすること。 ・自動販売機の設置は、建物と一体的にし、景観に配慮すること。(野立設置は避ける) ・ネオンサインは、けばけばしくならないように配慮すると共に昼間(使用しない時)の色は白色系とすること。 ・市街地など人通りが多い道路に面する所には、植木鉢や手水鉢を置くなど、通行する人にやすらぎ感を与えるように配慮すること。
	工場・倉庫	位置規模	・門や花壇等の設置により、車の出入りの安全性を確保しながら景観整備を図ること。
		形態意匠	・できる限りシンプルな形態で周辺との調和を考慮すること。
		色彩	・囲障や電柱・ネット・工作物等の色は、目立たない色(ブラウン、グレー系)とすること。
		緑化	・敷地の周囲に緑地帯を設けるなど、景観整備をはかること。 ・フェンス等で周囲を囲む場合は、植栽と組み合わせ、緑化に努めること。
		設備	・空調の室外機等は景観を配慮した配置、目隠しをすること。 ・煙突等の突起物や排気塔等はできる限り建物と一体的になるように工夫をすること。
		その他	・屋根面等への直書きの社名表示は避け、集合サインとすること。

行為	事項	景観形成基準
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置規模	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置・規模とすること。 ・行為地が主要幹線道路や景勝地等に通じる主要道路に接する場合は、できる限り後退した位置とすること。 ・行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。 ・主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。 ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのあるすっきりとした形態・意匠を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・このほか、別途色彩基準(P.28)の基準による。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。 ・材質はできる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地内の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	集積、貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。 ・適切な集積又は貯蔵に努めること。
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。 ・敷地周辺の緑化に努める等周囲の道路からの遮へいに配慮すること。
	事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。
都市計画法第4条第12号に規定する開発行為その他政令で定める行為及び土地の形質の変更	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。 ①法面は、緑化可能な勾配とすること。 ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材にすること。 ・行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
水面の埋立て又は干拓	埋立て、干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。

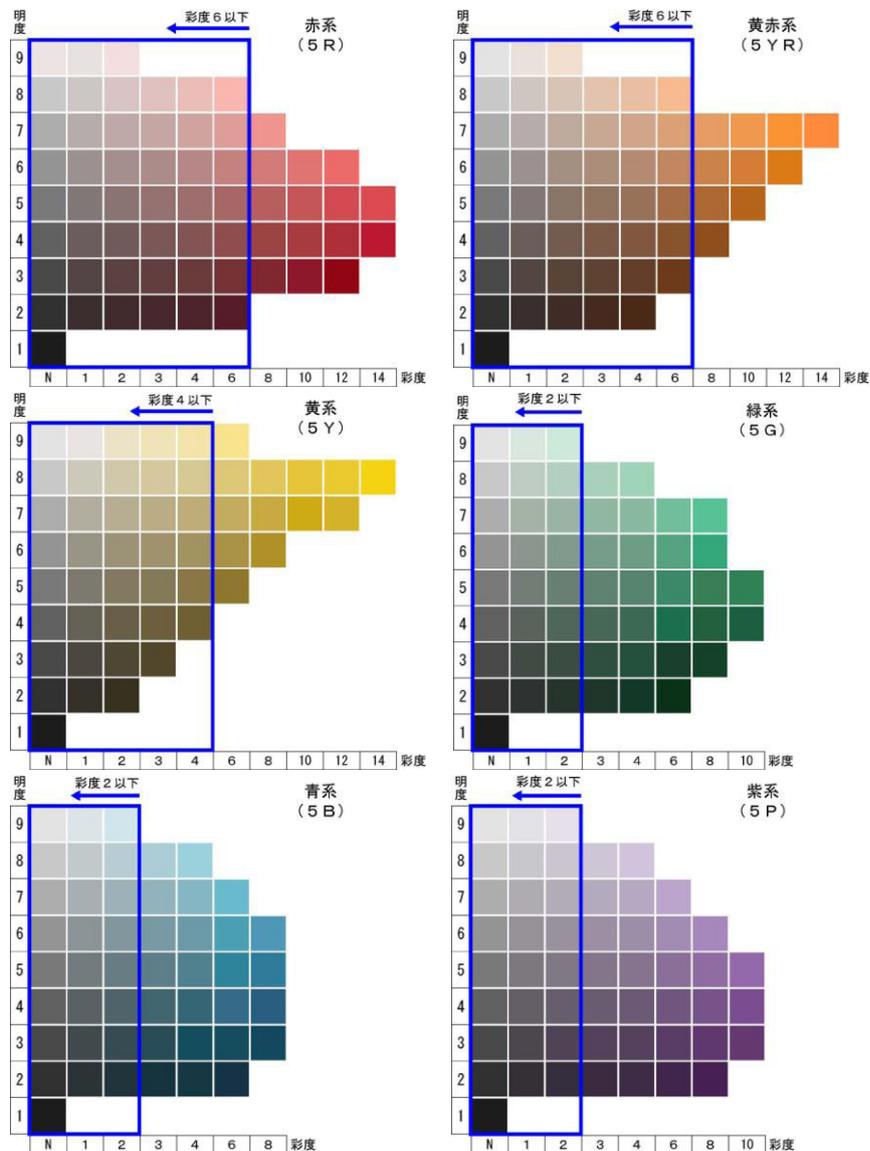
3-2-1 色彩基準

色彩基準（彩度はマンセル値を用いる）

建築物及び工作物の外観の色彩で主要なものは、次に掲げる範囲のものとする。

色相	彩度
R（赤）、Y R（黄赤）系	彩度 6 以下
Y（黄）系	彩度 4 以下
その他	彩度 2 以下

● 蛍光塗料は使用しないこと。



※例として、赤系の色相は5 R、黄赤系の色相は5 Y R、黄系の色相は5 Y、その他の色相として、5 G、5 B、5 Pを示した。

※例示した色は印刷物で実際の色とは多少異なるため、色見本で確認すること。

4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

移り行く時代の中で、人々の暮らしとともに今なお残る歴史的建造物や特徴的な樹木などは本市の財産であり、これを保存し継承することは、地域の固有性の保全と住民の愛郷精神を育むことにもなる。そこで、本市の景観を形成する上で重要な建造物等や樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木として指定し、重要な景観資源として保全するとともに、積極的な活用を図っていくものとする。

4-1 景観重要建造物の指定の方針

地域固有の建築様式のものや本市の歴史を伝える建造物、シンボリックな建造物など、地域の景観を特徴づける建造物を景観重要建造物として指定し、これを保全し、後世に伝えていくものとする。

指定にあたっては、道路や公共の場所から容易に見ることができる位置にあるもので、次に示す項目に該当するものを対象とし、所有者または管理者の意見を聴いて指定するものとする。

- 歴史的建築様式を今に伝える建造物
- 集落の建築様式を今に伝える建造物
- ランドマーク性やシンボル性があり、地域の景観形成に取り組む上で重要な建造物
- 歴史的価値や文化的価値が低くても、地域住民に親しまれ地域の景観形成に寄与している建造物

4-2 景観重要樹木の指定の方針

地域固有の樹種、地域の景観を特徴づける歴史的な樹木及びシンボリックな樹木を景観重要樹木として指定し、保全して、後世に伝えていくものとする。

指定にあたっては、道路や公共の場所から容易に見ることができる位置にあるもので、次に示す項目に該当するものを対象とし、所有者または管理者の意見を聴いて指定するものとする。

- 樹姿（樹高や樹形）に優れ、地域を代表するシンボリックな存在で、良好な景観形成に寄与している樹木
- 地域の目標物やランドマークとなり、地域の景観形成を考える上で重要な構成要素となっている樹木
- 河川の添景となる護岸に残る樹木
- 地域住民に広く愛されている樹木（維持管理が積極的に行われているもの）

5 屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第5号関係)

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であり、特に都市景観や道路景観などでは賑わいや活気を与える要素である一方で、無秩序に掲出されると、すべての景観の形成に大きな影響を与える要素でもある。このようなことから、良好な景観の形成のためにも景観行政と屋外広告物行政を一体化し、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めるものとする。

景観形成の重要な要素である屋外広告物はそれぞれの地域の景観に調和した掲出方法とし、その基本事項を次のように定める。

- 表示面積は必要最小限とする。
- 市街地では、デザインや色彩を工夫して、快適な都市景観の創造に努める。
- 出雲市駅周辺など、公共性の高い区域では、屋上や壁面への掲出を極力控え、掲出する場合は、色彩や面積などについて適切な誘導を図る。
- 自然景観や農村景観がみられる地域では、掲出位置や色彩、大きさなどについて配慮する。
- 歴史的景観がみられる地域では、特に掲出位置や色彩、大きさなどについて配慮する。
- 田園や海岸などを通る道路では、屋外広告物の設置は極力控え、広大な地域景観の保全に努める。

6 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号関係）

出雲大社を中心とし、その周辺の社家のまちなみ、また門前町として栄えたまちなみが残る出雲大社周辺の道路、かつて木綿の集積地として栄え、現在においても重厚な妻入商家のまちなみが残る平田木綿街道周辺、景観形成地域にも指定されその地域の中心となる神西湖とその周辺の河川を景観重要公共施設に位置づけ、整備に関する事項を下記のとおり定める。

（出雲大社周辺）

国道431号、県道斐川出雲大社線、市道真名井矢野線、市道山手線、市道神門中筋線、市道大鳥居四ツ角線、市道四ツ角仮宮線、市道鷺浦宮内線、市道山根22号線、市道山根25号線、市道宮内稲佐線を景観重要公共施設と位置づけ、整備を行う際は、出雲大社周辺の景観形成上重要な地域、道路として配慮する。

（平田木綿街道周辺）

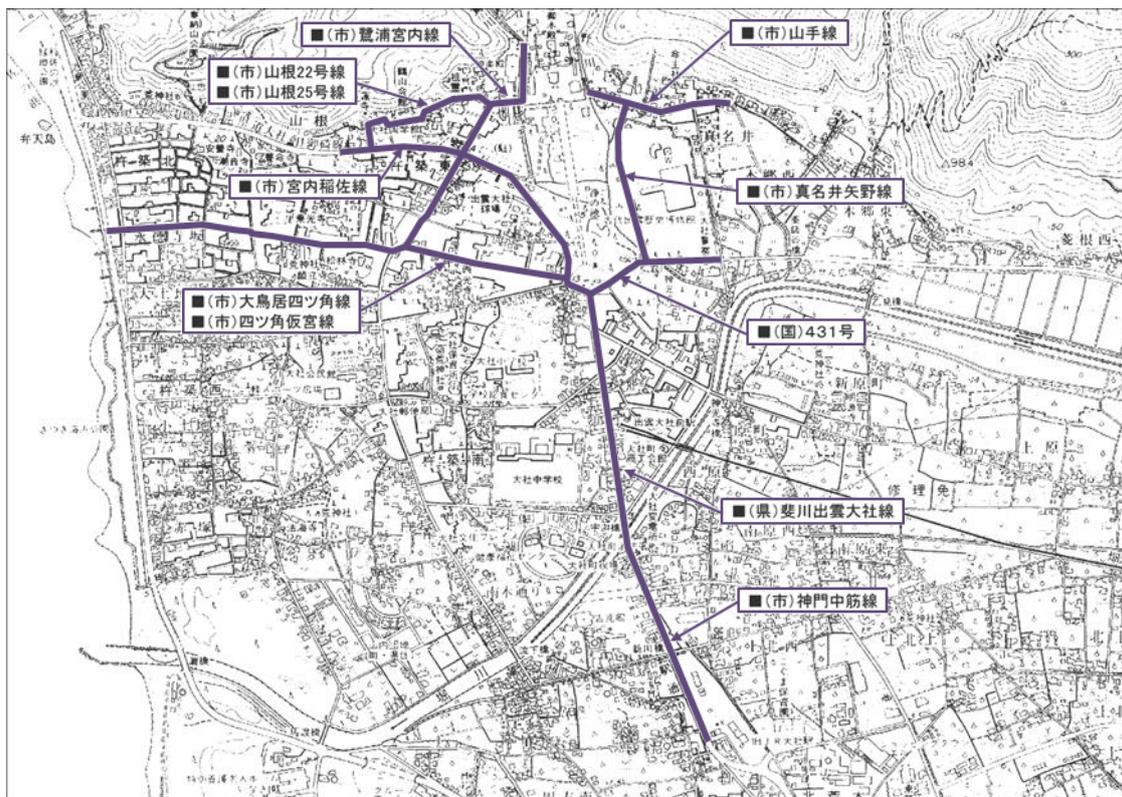
市道片原線、市道南本町旭町線（新大橋含む）、市道新町旭町線を景観重要公共施設と位置づけ、整備を行う際は、平田木綿街道周辺の景観形成上重要な地域、道路として配慮する。

（神西湖及び周辺河川）

神西湖、十間川、差海川を景観重要公共施設と位置づけ、整備を行う際は、景観形成上重要な地域、河川として配慮する。

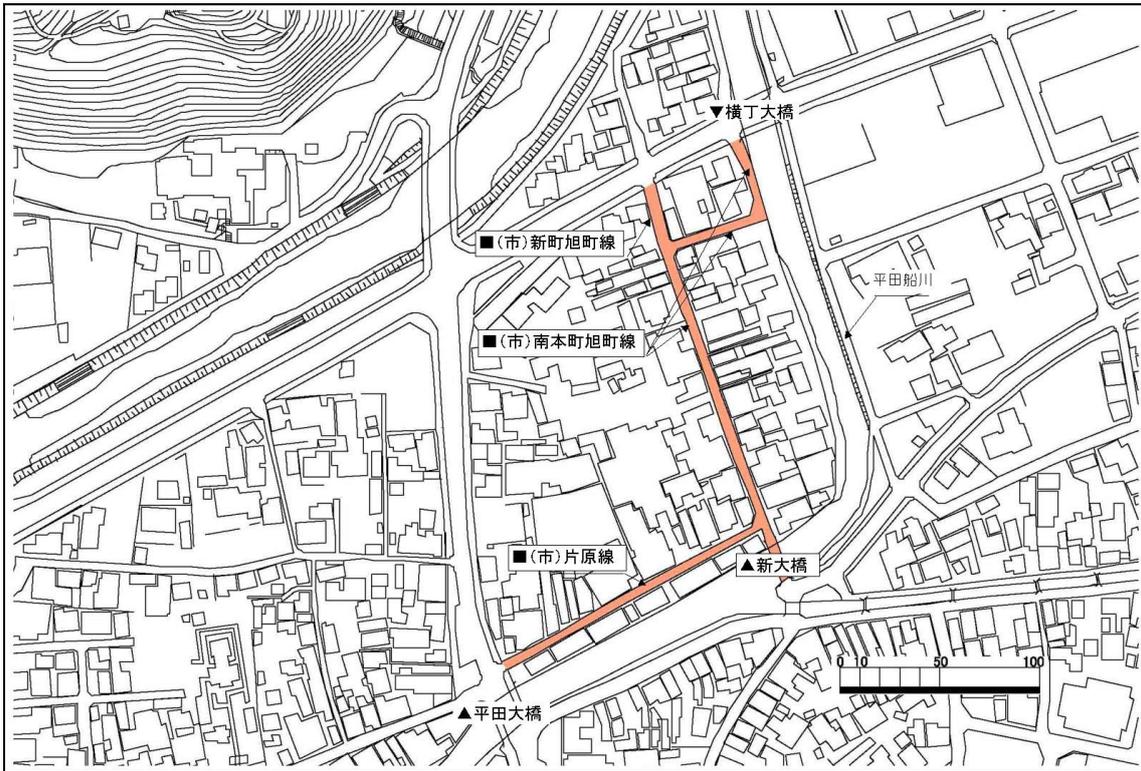
※景観重要公共施設の位置については、次頁からの図に記載するものとする。

景観重要公共施設（出雲大社周辺）



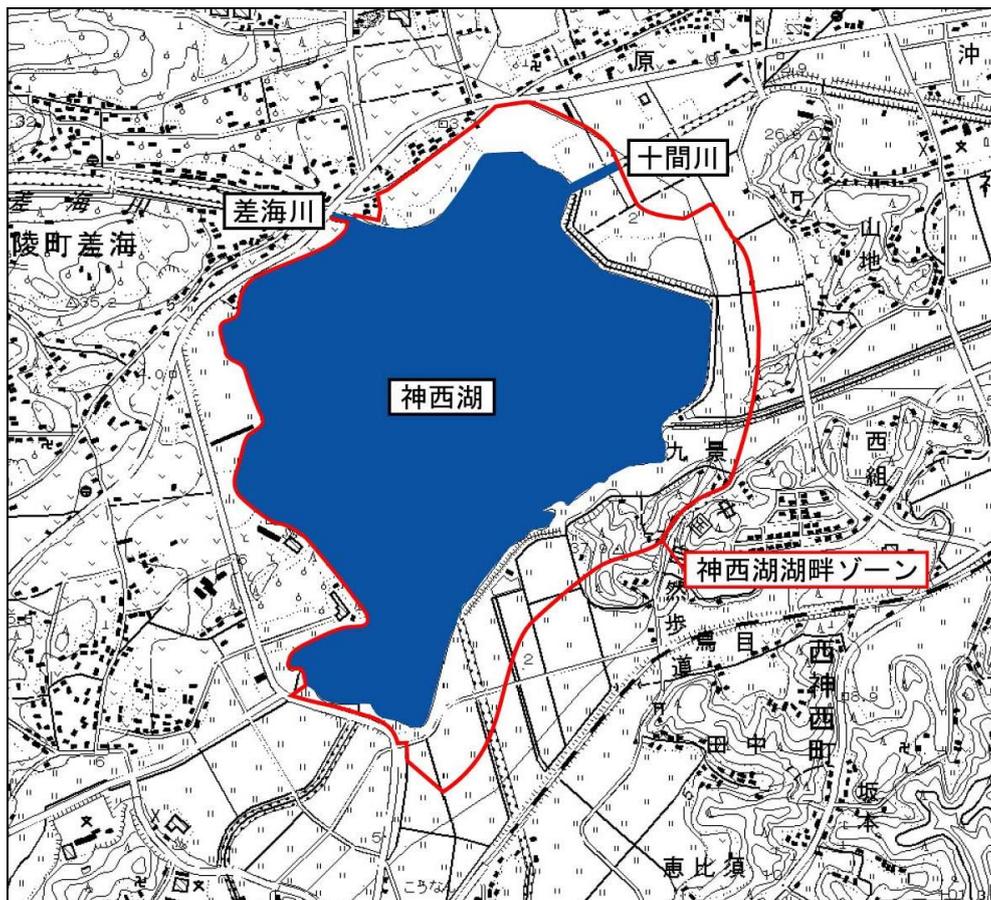
名称	区間	
	起点	終点
国道 431 号の一部	市道真名井直線との交点（大社広域交番前）	市道四ツ角仮宮線の終点との交点
県道斐川出雲大社線の一部	市道神門中筋線の起点との交点（大社ご縁広場前）	大社町杵築南 840 番 1 地先（出雲大社大鳥居前）
市道真名井矢野線	山手線との交点（出雲教前）	国道 431 号との交点
市道山手線の一部	市道宮前 10 号線の起点との交点	市道宮前 18 号線の起点との交点（真名井の清水前）
市道神門中筋線の一部	大社ご縁広場前	市道中筋 39 号線起点との交点（旧 JR 大社駅前）
市道大鳥居四ツ角線	国道 431 号との交点	出雲大社大鳥居前
市道四ツ角仮宮線の一部	主要地方道大社日御碕線との交点	国道 431 号との交点
市道鷺浦宮内線の一部	市道宮内稲佐線の起点との交点	素鷺川沿い神楽殿前
市道山根 22 号線の一部	市道山根 25 号線起点との交点（連歌庵前）	市道鷺浦宮内線との交点
市道山根 25 号線	市道山根 22 号線起点との交点（連歌庵前）	市道宮内稲佐線との交点
市道宮内稲佐線の一部	国道 431 号との交点	出雲阿国の墓駐車場付近

景観重要公共施設（平田木綿街道周辺）



名称	区間	
	起点	終点
市道片原線	県道小伊津港線との交点（平田大橋前）	市道南本町旭町線との交点
市道南本町旭町線の一部	新大橋	横丁大橋
市道新町旭町線の一部	市道南本町旭町線との交点	市道中ノ島環状線との交点

景観重要公共施設（神西湖及び周辺河川）



名称	区間		
	区域	起点	終点
神西湖（県管理）	神西湖周辺景観形成地域「神西湖湖畔ゾーン」の区域内	湖面全域	
十間川（県管理）の一部		神西 110 号線十間川橋梁から上流 40m 地点	神西湖
差海川（県管理）の一部		神西湖	国道 9 号